

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置	
税 目	登録免許税（租税特別措置法第 8 0 条）	
要 望 の 内 容	適用期限を延長する。	
	減収見込額 （平年度）	- (1 7 8 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

地域の収益性のある中小企業に対して、債務超過の解消等に向けた再生計画の策定支援をすることにより再生を図り、さらには地域経済の活性化及び雇用の確保を図る。

(2) 施策の必要性

過剰な設備投資等により過剰債務状態に陥り、事業継続が困難となっている企業について、私的整理において債権放棄等による抜本的な事業再生を図る手法は、金融機関等による直接放棄を受ける方法（「直接放棄方式」）と、「第二会社方式」に大別される。

このうち、中小企業の事業再生においては、近年、「第二会社方式」を採用する案件が増加している。

事業再生には、受け皿会社（第二会社）において事業譲受けの決済資金を確保する必要があるほか、事業再生計画を着実に進める上で重要なデューデリジェンス費用等、再生計画の策定・実行に要する処理費用が必要不可欠である。しかし、過剰債務状態である中小企業においては、資金繰りが逼迫しているため、事業再生に伴うコスト負担は重たいものとなっている。

とりわけ、「第二会社方式」では、「直接放棄方式」では発生しない事業譲渡や会社分割に伴う登録免許税や不動産取得税の負担が発生するケースが多いため、「直接放棄方式」に比べて事業再生に伴うコストが多くかかることが、「第二会社方式」の更なる活用促進を図る上でのボトルネックとなっている。

中小企業の再生を図る観点からは、「第二会社方式」特有の事業再生にかかるコストを軽減することでボトルネックを解消し、中小企業に対して多様な再生手法を用意し、再生の機会を可能な限りより多く提供していくことが重要である。中小企業の事業再生の円滑化と経済活力の維持・向上及び雇用の確保を図るといふ政策目的に資する「第二会社方式」の円滑な活用を促すためには、本税制措置が必要である。

(3) 要望の措置の妥当性

支援対象とする「第二会社方式」は「直接放棄方式」に比べ、

- ・旧会社から、継続事業のみ切り出して受け皿会社に移転させ、財務体質を大幅に改善できる
- ・債権放棄の手続が容易であるなど金融機関の協力が得やすい
- ・事業を譲り受けた受け皿会社における想定外の債務（簿外債務）リスクを遮断でき、資金提供やその後の経営を担うスポンサー企業の協力が得られやすい

等と、再生対象の企業のみならず、債権を有する金融機関や再生を担うスポンサー企業等の利害関係者にとってもメリットを有していることから地域中小企業の事業再生を促進していく上で有効な手法である。

しかしながら、事業再生コストに着目すると、「第二会社方式」においては、形式的には設立した新会社や別の会社において、存続する事業は同一であり、何ら変更が生じないにもかかわらず、「直接放棄方式」では発生しない事業譲渡や会社分割に伴う登録免許税や不動産取得税の負担が発生する。このように、「直接放棄方式」と「第二会社方式」において、税負担という面で大きな格差が生じていることは、事業再生スキームの選択肢を狭め、事業再生の機会損失に繋がる可能性がある。

	<p>本措置は、産活法の一部改正により創設された「中小企業承継事業再生計画」の認定制度を通じ、地域経済の活力維持及び雇用確保に資する政策的意義の高い事業再生案件に支援対象を絞り込んだ上で、「第二会社方式」特有の税制面の課題（コスト負担大）に対して軽減措置を講じている。税制面でのイコルフットィング（軽減措置の導入によってコスト面での平準化）を図ることによって、認定計画の円滑な実施を支援するものであり、本措置は妥当である。</p> <p>(参考)事業再生にかかるコスト (中小企業再生支援協議会の平均的なモデルで試算) 例) 飲食業、売上高8億円、従業員60名、資本金20百万円 不動産の課税標準額 土地300百万円 家屋50百万円 に対し通常税率で試算 直接放棄方式 13百万円 第二会社方式 会社分割: 31百万円(うち税負担 14百万円) 事業譲渡: 34百万円(うち税負担 16百万円)</p>	
<p>今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項</p>	<p>政策評価体系における位置付け</p> <p>政策の達成目標</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>4 . 中小企業・地域経済産業政策 21 経営革新・創業促進</p> <p>中小企業再生支援協議会等の支援によって、経営困難な状況にある地域中小企業の債務の抜本的処理と事業の収益性改善等を図り、事業再生を促進する。以て、地域経済の活力維持や雇用確保を図る。具体的には中小企業再生支援協議会への相談件数3,500件、再生計画完了件数500件とする。</p> <p>2年間</p> <p>全国47都道府県の中小企業再生支援協議会等と連携し、「中小企業承継事業再生計画」の認定目標を年間100件程度とし、当該中小企業の過剰債務の解消と収益改善を図ると同時に、雇用確保や取引先への影響防止等、地域経済の活力維持を図る。</p> <p>不動産取得税の軽減措置 (地方税法附則第11条の4第5項第5号)</p> <p>中小企業再生支援協議会事業費 各都道府県に設置している上記協議会について、中小企業の再生計画策定支援を行うための窓口専門家及び外部専門家の活動費等について予算措置 21fy 予算額: 4,544,395 千円</p> <p>上記予算は、専門家の活動費を国が負担することによる、中小企業の再生計画策定段階における支援に対する措置であり、再生計画の実行段階における支援としての本件減免措置とは、その段階(ステージ)が異なっている。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		<p style="text-align: center;">中小企業再生支援協議会への相談件数・再生計画完了件数の推移</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">相談件数</th> <th style="text-align: center;">完了件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td style="text-align: center;">3395件</td> <td style="text-align: center;">101件</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td style="text-align: center;">2666件</td> <td style="text-align: center;">355件</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td style="text-align: center;">2798件</td> <td style="text-align: center;">438件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td style="text-align: center;">2584件</td> <td style="text-align: center;">485件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td style="text-align: center;">2731件</td> <td style="text-align: center;">394件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td style="text-align: center;">3164件</td> <td style="text-align: center;">332件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td style="text-align: center;">779件</td> <td style="text-align: center;">96件(21年6月末時点)</td> </tr> </tbody> </table>		相談件数	完了件数	平成15年度	3395件	101件	平成16年度	2666件	355件	平成17年度	2798件	438件	平成18年度	2584件	485件	平成19年度	2731件	394件	平成20年度	3164件	332件	平成21年度	779件	96件(21年6月末時点)
		相談件数	完了件数																							
	平成15年度	3395件	101件																							
	平成16年度	2666件	355件																							
	平成17年度	2798件	438件																							
平成18年度	2584件	485件																								
平成19年度	2731件	394件																								
平成20年度	3164件	332件																								
平成21年度	779件	96件(21年6月末時点)																								
租税特別措置の適用実績	<p>今回の措置は、6月22日に施行された改正産業活力再生特別措置法に基づく「中小企業承継事業再生計画」に認定された計画に適用される。10月1日時点で認定実績は1件。</p>																									
租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	<p>目標として設定している年間100件の認定件数を達成すべく、中小企業再生支援協議会等と連携しつつ、着実な制度の運用に努めているところ。</p> <p>再生計画の策定に当たっては少なくとも3ヶ月は必要であるところ、6月22日の施行後9月に入りようやく1号案件の申請があった。今年度は残された期間が短いことから認定件数は30件程度と見込まれるが、相談件数が増加傾向であることを踏まえると、来年度は目標件数の達成が見込まれる。</p>																									
前回要望時の達成目標	<p>再生可能な中小企業について、債務超過の解消等に向けた再生計画の策定を地域の関係機関や専門家等が連携して支援することにより、地域の中小企業の活力の再生を図る。</p>																									
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>今回の措置は、6月22日に施行された改正産業活力再生特別措置法に基づく「中小企業承継事業再生計画」に認定された計画に適用される。10月1日時点で認定実績は1件。</p>																									
これまでの要望経緯	平成21年度 創設																									